

## 第2節 ● 平成21年度における主な施策の動向

### (育児・介護休業法の改正)

仕事と子育ての両立支援を一層進め、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備するため、2009（平成21）年6月、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部が改正された。主な内容は以下のとおりである。

#### ①子育て期間中の働き方の見直し

- ・3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- ・子の看護休暇制度を拡充する（小学校就学前の子が、1人であれば年5日（現行どおり）、2人以上であれば年10日）。

#### ②父親も子育てができる働き方の実現

- ・父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とする（パパ・ママ育児プラス）。
- ・父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする
- ・配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

#### ③実効性の確保

- ・苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- ・法違反に対する勧告に従わない場合の企業名の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

なお、改正法の施行日については、原則、2010（平成22）年6月30日（ただし、一部の

規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については2012（平成24）年7月1日）となっているところであるが、③実効性の確保のうち、紛争解決の援助等については、2009年9月30日、調停制度の創設については、2010年4月1日に施行されている。

### (地方分権改革推進関係（保育所の最低基準）)

2009年10月、地方分権改革推進委員会の「第3次勧告」は、児童福祉法に基づく保育所等の児童福祉施設最低基準については廃止又は条例委任することが適当であるとする提言を行った。

これを受けて、2009年12月に閣議決定された地方分権改革推進計画においては、保育所の最低基準については、保育の質等に深刻な影響を及ぼす保育士の配置基準、居室の面積基準、保育の内容（保育所保育指針）、調理室などに限り、国の基準に「従うべき基準」とし、また、屋外遊戯場の設置、耐火上の基準などのその他の事項については、国の基準を「参酌すべき基準」として参考としつつ、都道府県等（都道府県、政令指定都市、中核市）が条例で定めることとした。なお、居室の面積基準については、東京等の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる「標準」とすることとした。

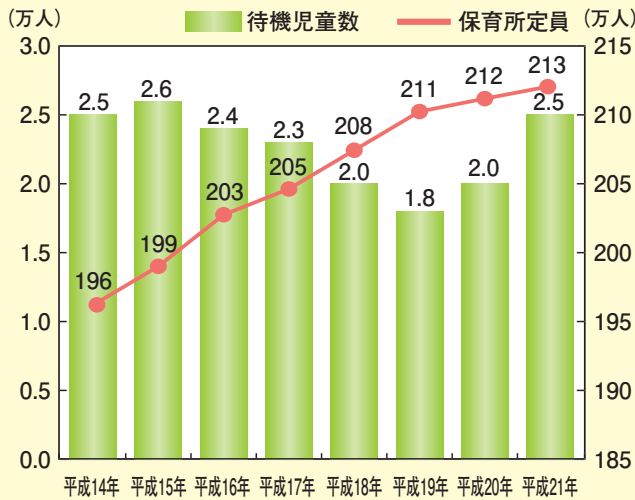
### (保育所待機児童対策)

2009年4月には、保育所の定員が213万2,081人（対前年度1万1,192人増）となり、就学前児童数の保育所利用児童割合（保育所利用児童数÷就学前児童数）も31.3%（対前年

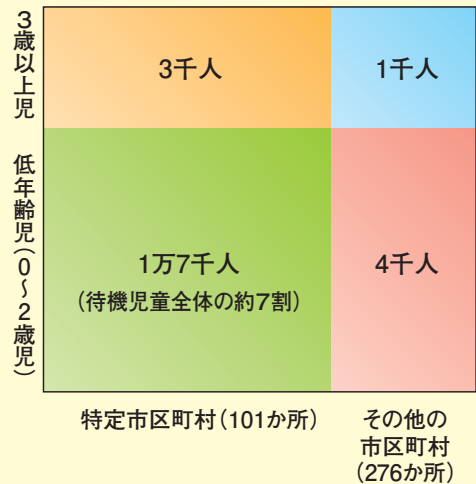
### 第1-3-4図 保育所待機児童の現状

- 平成21年4月1日現在の待機児童数は2万5,384人(2年続けて増加)
- 待機児童が多い地域の固定化
  - ・待機児童50人以上の特定市区町村(101市区町村)で待機児童総数の約80%を占める
- 低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約82%

○保育所待機児童数と保育所定員の推移



○保育所入所待機児童2万5千人の内訳



※特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約8割。

※低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約8割。

度0.6%増)となったところである。しかしながら、保育所の定員増にもかかわらず、保育所待機児童数については2年連続で増加し、2万5,384人<sup>3</sup>(対前年度5,834人増)となっている。また、児童福祉法に基づき、待機児童が50人以上あり、保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務付けられている特定市区町村は101となっており、対前年17増(新たに特定市区町村になったもの24、特定市区町村から外れたもの7)という状況となっている。

特に、都市部における保育所待機児童解消は喫緊の課題となっており、2008(平成20)

年度第2次補正予算において都道府県に創設した「安心こども基金」を、2009年度第1次・第2次補正予算において増額し、保育所整備の促進や保育サービスのより一層の充実を図っている。また、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用した、認可保育所の分園等の設置促進や家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育サービスを拡充することとしている(安心こども基金合計2,700億円)。

3 保育所待機児童数の約8割が3歳未満の低年齢児である。

第1-3-5表 保育計画を策定する市区町村（50人以上）一覧表

(平成21年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減		都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
			人					人	
1	神奈川県	横浜市	1290	583	63	東京都	稲城市	99	52
2	神奈川県	川崎市	713	130	64	千葉県	浦安市	96	△ 6
3	宮城県	仙台市	620	△ 120	65	東京都	小平市	96	39
4	東京都	世田谷区	613	278	66	東京都	東久留米市	96	28
5	大阪府	大阪市	608	△ 88	67	沖縄県	読谷村	96	7
6	愛知県	名古屋	595	167	68	滋賀県	大津市	95	△ 1
7	兵庫県	神戸市	483	△ 4	69	千葉県	船橋市	94	43
8	東京都	板橋区	481	245	70	東京都	立川市	93	△ 33
9	福岡県	福岡市	473	170	71	沖縄県	南城市	93	38
10	東京都	八王子市	453	122	72	広島県	広島市	90	53
11	神奈川県	相模原市	439	134	73	東京都	北区	88	39
12	東京都	練馬区	429	175	74	神奈川県	大和市	88	42
13	東京都	足立区	418	213	75	沖縄県	西原町	88	46
14	東京都	町田市	417	183	76	東京都	文京区	86	△ 38
15	北海道	札幌市	402	131	77	大阪府	吹田市	84	1
16	鹿児島県	鹿児島市	359	163	78	東京都	東大和市	82	38
17	大阪府	堺市	345	34	79	東京都	武蔵野市	79	5
18	千葉県	千葉市	318	△ 17	80	東京都	渋谷区	78	49
19	東京都	大田区	314	72	81	大阪府	高槻市	78	2
20	東京都	江東区	312	93	82	京都府	宇治市	77	32
21	東京都	府中市	301	113	83	茨城県	ひたちなか市	76	76
22	東京都	港区	263	95	84	埼玉県	新座市	76	△ 22
23	大阪府	東大阪市	246	90	85	東京都	狛江市	75	34
24	東京都	江戸川区	238	36	86	熊本県	合志市	71	59
25	沖縄県	宜野湾市	235	△ 4	87	東京都	新宿区	70	10
26	千葉県	市川市	227	84	88	長崎県	長崎市	70	△ 4
27	沖縄県	沖縄市	223	△ 33	89	宮城県	富谷町	66	19
28	兵庫県	西宮市	223	89	90	奈良県	奈良市	65	△ 61
29	北海道	旭川市	222	△ 1	91	埼玉県	和光市	64	35
30	東京都	調布市	221	17	92	千葉県	流山市	63	15
31	東京都	墨田区	218	31	93	東京都	葛飾区	62	14
32	沖縄県	那覇市	203	△ 27	94	兵庫県	宝塚市	62	4
33	山形県	山形市	198	△ 1	95	島根県	松江市	62	14
34	沖縄県	浦添市	197	△ 37	96	沖縄県	北谷町	61	△ 8
35	東京都	三鷹市	192	58	97	東京都	武蔵村山市	57	△ 3
36	東京都	中野区	190	46	98	滋賀県	長浜市	57	11
37	京都府	京都市	180	81	99	埼玉県	上尾市	56	22
38	埼玉県	さいたま市	177	△ 42	100	埼玉県	春日部市	54	17
39	東京都	多摩市	176	64	101	滋賀県	甲賀市	51	40
40	沖縄県	糸満市	174	50		50人～99人 小計		2,994	708
41	埼玉県	川越市	173	65		50人～99人、100人以上 合計		20,280	4,990
42	秋田県	秋田市	155	33					
43	東京都	東村山市	147	26					
44	東京都	目黒区	144	38					
45	神奈川県	藤沢市	144	106					
46	神奈川県	茅ヶ崎市	143	42					
47	茨城県	水戸市	140	83					
48	東京都	杉並区	137	49					
49	東京都	日野市	136	38					
50	東京都	西東京市	134	△ 18					
51	静岡県	浜松市	134	39					
52	埼玉県	所沢市	132	44					
53	東京都	中央区	132	83					
54	沖縄県	うるま市	127	△ 13					
55	埼玉県	川口市	123	53					
56	東京都	品川区	123	8					
57	東京都	豊島区	122	64					
58	千葉県	柏市	122	79					
59	東京都	小金井市	117	30					
60	千葉県	市原市	114	66					
61	東京都	国分寺市	101	31					
62	宮城県	大崎市	100	△ 37					
	100人以上 小計		17,286	4,282					

資料：厚生労働省資料

第1-3-6図

「安心こども基金」による保育サービスの拡充策

安心こども基金の概要

安心こども基金 総額(国費) 2700億円

20年度第2次補正予算	1000億円
21年度第1次補正予算	1500億円
21年度第2次補正予算	200億円

安心こども基金(平成20年度第2次補正予算) 1000億円

基金創設(平成20年度~22年度)により、新待機児童ゼロ作戦(保育所等緊急整備事業(一部、補助率の引き上げ)等)の前倒し実施 → 15万人分の受入体制の整備

安心こども基金の拡充(平成21年度第1次補正予算) 1500億円

- ①保育サービス等の充実 …雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ②すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実 …創意工夫により地域の子育て力をはぐむ取組等の拡充
- ③ひとり親家庭等への支援の拡充 …厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④社会的養護の拡充 …児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等

安心こども基金の拡充(平成21年度第2次補正予算) 200億円

待機児童解消のため、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用して、認可保育所の分園等設置促進、家庭的保育の拡充により、待機児童の大半を占める低年齢児の良質な保育を拡充する。

- 小規模な認可保育所(分園等)の設置に係る施設整備、賃貸料、改修費
  - 家庭的保育の実施場所の改修費や賃貸料
- について補助基準額及び補助率の引き上げ

（幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けて）

2009年12月に閣議決定された、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（以下「緊急経済対策」という。）では、新たな需要創出に向けて、幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革として、新たな次世代育成のための包括的・一元的な制度の構築（以下「新たな制度の構築」という。）を進めることとされた。

また、同月に閣議決定された「新成長戦略（基本方針）」（以下「新成長戦略」という。）においては、幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進などにより、保育の多様化と量的拡大を図り、2020（平成32）年までに速やかに潜在需要も含めた待機児童問題を解消するとされている。

さらに、「子ども・子育てビジョン」（2010

年1月閣議決定）では、幼保一体化を含む新たな制度の構築については、すべての子どもの健やかな育ちを基本に置きつつ、社会全体で費用を負担する仕組みにより財源確保を図りながら、緊急経済対策や新成長戦略に基づき検討し、2011（平成23）年通常国会までに所要の法案を提出するとしている。

これらで示された、新たな制度の構築についての検討を進めるため、2010年1月の少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システム検討会議」の開催が決定され、同年6月を目途として基本的な方向性を固めるため、議論を行っているところである。

（子ども手当の創設）

次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの子どもたちを対象とした「子ども手当」を創設し、2010年度分の支給のための所要の法律案を2010年通常国会に提出し、同年3月に成立した。なお、2010年度においては、子